

はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業

申請のご案内



助成 内容

1枚 1,000 円分の利用券を年間12枚を上限として交付します。
福島市指定の施術者によるはり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧の施術を受けたときご利用いただけます。(保険対象の施術を除く)
※1回の施術につき利用できる枚数は1枚です。
※各月毎に利用できるのは1枚までとなります。

対象者

福島市にお住まいで以下のいずれかに該当する方。

- ① 65歳以上の一人暮らしの方
- ② 介護慰労手当受給世帯を除く、障害等によって寝たきりの状態が6か月以上にわたっている 20 歳以上の者を介護している方
- ③ 介護慰労手当受給世帯を除く、重度認知症高齢者で寝たきりと同程度であると判断される者を介護している方

お問い合わせ先

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

TEL 024-525-7657

お手続きの流れは裏面をご覧ください。

お手続きの流れ

① 申請

- ・長寿福祉課、各支所、最寄りの地域包括支援センターにて申請書をご記入ください。
- ・ご利用条件を確認し、満たしていない場合は、他サービスをご検討ください。
- ・オンライン申請も可能です。こちらからアクセスしてください。



② 調査

- ・担当地区の地域包括支援センターにて調査書を作成いたします。
- ・お体の状況やご利用者様の情報を確認させていただきます。



③ 審査

- ・調査書を基に市で審査し、結果を通知いたします。
 - ・申請月により利用券の交付枚数が異なります。
- 例) 4 月に申請 ⇒ 翌年 3 月分までの 12 枚交付
12 月に申請 ⇒ 翌年 3 月分までの 4 枚交付

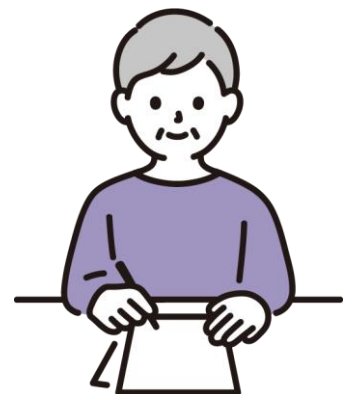


④ 利用開始

- ・福島市指定施術者が行う施術で利用できます。利用券を郵送する際に、指定施術者名簿を同封しますのでご確認ください。
- ・保険適用となる施術には利用できません。ご注意ください。

----- 注意事項 -----

- ① 転居や施設入所で一人暮らしではなくなった等の場合には、利用券をご返却ください。
- ② 利用券の有効期限は、発行した年度の年度末です。
- ③ 毎年 2 月頃に翌年度分の更新申請書を郵送します。
更新希望者に対して、翌年度分の利用券を翌年度 4 月に交付します。



(R7.3 作成)